

各務原市教育委員会が管理する公共施設の使用に関する要綱

(平成22年11月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会が管理する公共施設の使用に係る使用料の減免等に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 教育委員会は、別表に掲げる公共施設（以下「対象施設」という。）を公益のために活動する公共的団体が使用するとき、又は中学生以下の団体が教育活動で使用するときは、その団体の活動目的に応じ、当該施設の使用料を免除することができる。ただし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この限りでない。

2 次の各号のいずれにも該当するクラブ・サークル、スポーツ団体等の趣味・教養的な活動目的の団体及び高校生以下の団体が対象施設を使用するときは、その団体の活動目的に応じ、当該施設の使用料の額を2分の1（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とすることができる。ただし、入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この限りでない。

(1) 団体の構成員が8名以上であること。

(2) 構成員の過半数が市内に在住し、在勤し、又は在学していること。

(3) 団体の代表者が市内に在住し、在勤し、若しくは在学し、又は団体の本部が市内にあること。

(4) 未成年者によって組織される団体にあつては、成人の責任者を含んでいること。

(5) 団体規約又はこれに類するものを有していること。

(6) 団体の運営が自主的にされていること。

(7) 講座等を開催し講師を招聘する場合において、当該講師の謝礼が原則として、1回当たり6,000円以内であること。

(8) 市の行うボランティア活動、行事等に積極的に参加すること。

(9) その他教育委員会が特に必要と認める要件を満たしていること。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる使用料については、同項の規定による減額を行わないものとする。

(1) 各務原市体育施設条例（平成元年条例第6号）に規定する各務原市総合体育

館、各務原スポーツ広場、各務野スポーツの森テニスコート及び各務原市民球場の使用に係る使用料

(2) 各務原市立学校体育施設開放条例（平成17年条例第67号）に規定する那加第一小学校（桜体育館に限る。）及びかかみがはら支援学校の使用に係る使用料

(3) 各務原市体育施設条例及び各務原市立学校体育施設開放条例に規定する夜間照明の使用に係る使用料

(4) 各務原市立学校体育施設開放条例に規定する空調設備の使用に係る使用料

4 前3項に規定するもののほか、教育委員会が共催し、若しくは後援する事業又はボランティア活動等により対象施設を使用する団体については、教育委員会が特に必要と認める場合は、当該使用料を減免することができる。

（減免団体登録の申請）

第3条 対象施設の使用料の減免を受けようとする団体の代表者は、各務原市公共施設使用料減免団体登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会に申請しなければならない。

(1) 団体規約又はこれに類するもの

(2) 代表者及び構成員名簿

(3) 事業計画書

(4) その他教育委員会が必要と認めるもの

2 前項第1号及び第3号に規定するものがない団体においては、当該書類の添付を省略することができる。

（減免団体登録）

第4条 教育委員会は、前条第1項の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、各務原市公共施設使用料減免団体（以下「減免団体」という。）として登録すべきものと認めたときは、速やかに登録するものとする。

（登録の通知）

第5条 教育委員会は、前条の規定により登録を行ったときは、各務原市公共施設使用料減免団体登録通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（登録の変更等）

第6条 前条の規定により通知を受けた団体の代表者は、登録した内容に変更があったときは、登録申請書により速やかに教育委員会に申請しなければならない。

2 前2条の規定は、前項の場合に準用する。

(登録の有効期間)

第7条 登録の有効期間は、3年以内とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、第3条第1項各号の書類を年1回以上提出させ、減免団体の活動状況等の確認を行うものとする。

(登録の取消し)

第8条 教育委員会は、減免団体が対象施設を使用するに当たり不正の行為があった場合は、減免団体の登録を取り消すことができる。この場合において、教育委員会は、減免団体に対し、減免相当額を請求することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により、登録を取り消す場合においては、当該団体に対し、取り消す事由を添えて通知するものとする。

(適用除外)

第9条 教育委員会は、次に掲げる団体が対象施設を使用する場合は、その使用料を減免することができない。

- (1) 塾及び各種教室等の講師の生計を立てるために活動する団体
- (2) 営利を目的とした活動をする団体
- (3) 政治活動又は宗教活動をする団体
- (4) 公序良俗に反する団体
- (5) その他減免団体として認定することが適当でない団体

(先行予約)

第10条 減免団体の登録を受けた団体のうち、次の各号のいずれにも該当する団体(以下「先行予約団体」という。)は、対象施設(別表3の項から5の項までに掲げる施設を除く。)の使用の予約を先行して行うことができる。

- (1) 原則として、1月に2回以上、同一施設、同一曜日及び同一時間帯において定期的に使用している団体であること。
- (2) 団体の外部から講師を招いて開催している団体であること。

2 先行して予約を行うことができる期間は、次のとおりとする。

- (1) 4月、5月及び6月の施設の使用に係る予約 前年の12月1日から7日まで
- (2) 7月、8月及び9月の施設の使用に係る予約 3月1日から7日まで
- (3) 10月、11月及び12月の施設の使用に係る予約 6月1日から7日まで
- (4) 1月、2月及び3月の施設の使用に係る予約 前年の9月1日から7日まで

3 教育委員会は、前項の規定による予約があった場合は、必要な調整を行い、使用の予約者の決定を行うものとする。

(先行予約団体の使用料の納付)

第11条 先行予約団体は、前条第2項に規定する予約を行う日の属する月の翌月の末日までに対象施設の使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(先行予約団体の使用の取消し等)

第12条 先行予約団体は、第10条第3項の規定に基づき決定した予約について、やむを得ない正当な理由がある場合を除き、使用の取消し又は変更を行ってはならない。

2 前項の規定に反して使用の取消し又は変更を行った場合は、それ以後、対象施設の使用の予約を先行して行うことはできない。

(使用の制限)

第13条 教育委員会は、教育委員会が管理する公共施設の使用の許可を受けた者が使用の取消しを行わずに施設を使用しなかった場合においては、当該使用者の施設使用を一定の期間、制限することができる。

2 教育委員会は、前項の規定により、使用の制限を行う場合においては、使用の制限をする事由を添えて通知するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行し、平成23年4月1日以後の使用に係るものから適用する。

附 則 (平成23年6月30日決裁)

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月27日決裁)

この要綱は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月27日決裁)

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年2月8日決裁)

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 改正後の別表の規定は、この要綱に掲げる規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和５年７月１０日決裁）

この要綱は、令和５年１２月１日から施行する。

附 則（令和７年２月２８日決裁）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和７年６月１日から施行する。

別表（第２条関係）

番号	対象施設
1	各務原市公民館条例（平成５年条例第７号）第２条に規定する公民館
2	各務原市図書館条例（昭和５３年条例第３２号）第６条第１項に規定する施設（ただし、展示室Ａ及び展示室Ｂを除く。）
3	各務原市少年自然の家条例（昭和５５年条例第１６号）別表第２に掲げる施設
4	各務原市体育施設条例第２条に規定する施設
5	各務原市立学校体育施設開放条例第２条に規定する施設
6	各務原市指定文化財皆楽座条例（平成１８年条例第４９条）第２条に規定する施設

様式第 1 号（第 3 条関係）

年 月 日

各務原市教育委員会 宛

申請者 住 所
団体名
氏 名
連絡先（ ） ー

各務原市公共施設使用料減免団体登録申請書

下記のとおり、各務原市公共施設使用料減免団体の登録を申請します。

記

団体名						
代表者名						
代表者住所・連絡先	電話番号（ ）					
団体構成人数	人	内訳	市内	人	高校生以下	人
			市外	人	上記以外	人
主な使用施設	体育系施設	文化系施設				
		福祉系	産業系	教育・文化施設		
活動状況	☐ 定期利用している ⇒ ☐ 定期利用していない		毎週 ・ 隔週 ・ 月 ____ 回 使用			
講師	無 ・ 有 （ 謝礼の額 円／回 ）					
その他	・利用施設の清掃など、ボランティア活動を行います。 ・市のイベント等に、積極的に参加します。				確認 ☐	

※ 団体構成員名簿及び事業計画書を添付してください。

年 月 日

各務原市公共施設使用料減免団体登録通知書

各務原市教育委員会

下記のとおり、貴団体を減免団体として登録しましたのでお知らせします。

記

団体名				
代表者名				
代表者住所・連絡先	電話番号 ()			
減免区分	免除 ・ 減額 (50%)			
使用施設区分	体育系施設	文化系施設		
		福祉系	産業系	教育・文化施設
減免団体登録期間	年 月 日 から 年 月 日 まで			
備考				

※ 記載内容に変更がある場合は、速やかに申請してください。

- ◎ 利用施設の清掃など、ボランティア活動を行いましょう。
- ◎ 市のイベント等に、積極的に参加しましょう。